

# 食品加工用機械をお使いのお客様へ重要なお知らせ

2013年10月1日から、食品加工用機械についての規定を追加した改正「労働安全衛生規則」が施行されました。

## 食品加工用粉碎機・混合機

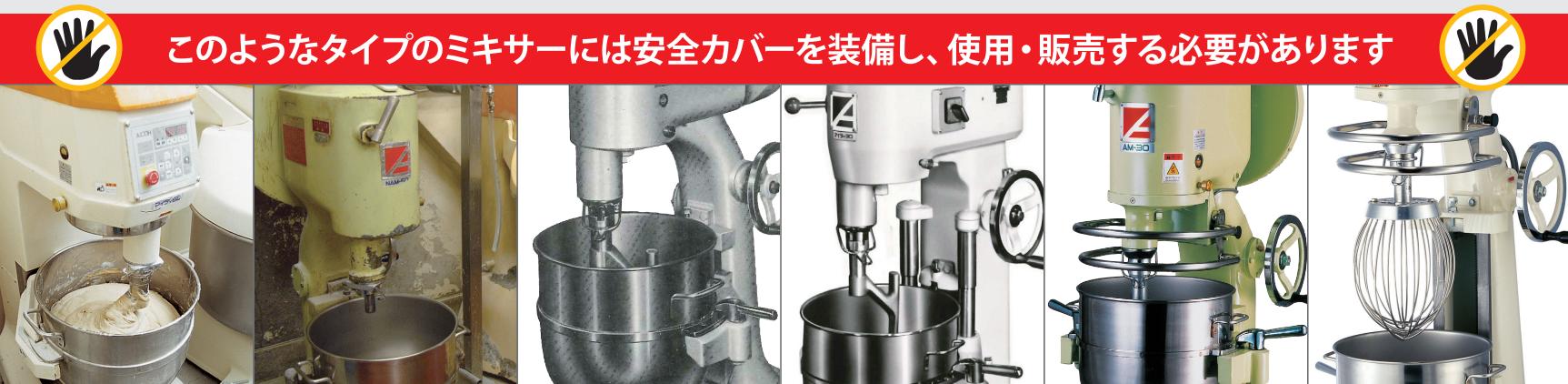
### 安全カバー未装着のミキサーおよびバータイプのミキサーに対策が必要です。

労働安全衛生法 食品加工用粉碎機・混合機の対策に明記されています。

労働安全衛生法 第20条、第43条 労働安全衛生規則 第28~29条、第130条の5 第2項

安全カバー未装着のミキサーおよびバータイプのミキサーにつきましては、修理や部品購入のご依頼をお受けできかねます。

**ミキサーを販売される中古機械販売業者様** にも、安全カバーを装着したうえで販売することが 罰則付きで強制 となっております。



## 食品加工用ロール機

ロール部分(投入口)に  
覆い、囲い等を設ける  
必要があります。



**1991年以前**に製造された弊社の  
モルダーには「覆い、囲い等」が  
装着されていないので、修理や部品  
購入のご依頼をお受けできかねます。

AICOH MIXERS & AICOH SYSTEMS  
株式会社 愛工舎製作所

本社  
〒335-0011 埼玉県戸田市下戸田2-23-1  
TEL.(048)441-3366 FAX.(048)446-0645

 <https://aicohsha.co.jp>